

社会保障と地域福祉

－社会保険を中心として地域包括ケアシステムを考察する－

渡邊英勝

Social security and community welfare

－Examining community comprehensive care systems with a focus on social insurance－

Hidemasa WATANABE

はじめに

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして 2000 年にスタートして、令和 5 年 1 月現在、第 1 号被保険者数は、3,584 万人となっている。要介護（要支援）認定者数は、693.3 万人で、うち男性が 219.9 万人、女性が 473.4 万人となっている。要介護・要支援認定者数は 2021 年 2 月末現在で 666 万人（第 1 号被保険者のみ）に達し、過去と比較すると、2000 年が 218 万人なので開始以来 3 倍となっている。保険料は 2000 年度全国平均 2,911 円であったが、2021 年度～2023 年度の第 8 期介護保険事業計画期間における 65 歳以上の介護保険の第 1 号保険料の月額全国平均は 6014 円である。2025 年には 8,200 円になると予測されている。

総務省は 2023 年 4 月 12 日に昨年 10 月 1 日時点での 65 歳以上の高齢化率は 29.0%で、75 歳以上の人口はより大幅増加傾向にあり、人口の占める割合として過去最高の 15.5%となり、日本の総人口に占める割合としては人口の約 1/3 は 65 歳以上という計算となる。

2025 年には、団塊の世代すべてが 75 歳以上となり、2040 年には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後、さらに進展することが予想されている。

介護保険法は、平成 17 年（2005 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 23 年（2011 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 29 年（2017 年）、令和 2 年（2020 年）「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」と、複数回改正されている。

また、2005（平成 17）年の介護保険法改正で「地域包括ケアシステム」という言葉が初めて使われ、「地

域包括支援センター」の創設が打ち出された。その後、2011（平成 23）年の同法改正で、条文に「自治体が地域での自立した生活の支援に関する施策を包括的に推進すべきである」としている。そして、2014（平成 26）年「医療介護総合確保推進法」が施行され、地域包括ケアシステムの構築が全国的に進められるようになった。

地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」（地域包括ケア研究会、2008）である。それは、住まい、生活支援、介護、医療、予防などのサービスが、おおむね 30 分でかけつけられる圏域で提供されるとされ、地域社会全体として、24 時間サービスを提供できる仕組みである。さらに、近隣住民やボランティアなどの参加を得ながら、フォーマル・インフォーマル両方で、また、医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものである。

地域包括ケアシステムは、「自助・互助・共助・公助」それぞれの地域の関係者の参加によって形成される。

自助とは、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、福祉・介護サービスを購入したり、自らの健康に注意を払ったり、健康維持をしたり、病気やケガをしたとき受診をするといった、個人の生活課題を解決する力である。

互助とは、近隣住民・家族・友人・ボランティアなどが助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力である。費用負担が制度的に裏付けられ

ていない自発的な支え合いである。自治会など地縁組織の活動、地区社協活動、ボランティア・NPO等による生活支援など幅広い活動がある。

共助(保険)とは、制度化された相互扶助のことであり、医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立っているものである。

公助とは、自助・互助・共助では対応出来ないことに対して生活保障を行う社会福祉制度のことである。税による負担で成り立ち、「一般財源による高齢者の福祉事業」「生活保護」「人権擁護・虐待対策」といった生活保障制度や社会福祉制度のことをいう。

地域福祉を推進する仕組みである「地域包括ケアシステム」が効果的に機能するためには、「4つの助(自助・互助・共助・公助)」の仕組みが重要である。

「共助・公助」は具体的に援助をするための確かな制度ではあるが、少子高齢化による担い手不足や財政状況などから今後大幅な拡充は難しいと言われている。そのため「自助・互助」が期待されており、「自助」を基本にし、地域全体を支え合う「互助」の体制を作っていく事が求められている。

そのために、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする生活支援体制整備事業が開始されたり、新しい総合事業による介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス)が新設されたりと、これから地域包括ケアシステムに介入していくにあたって、各地域の実情に合わせた「自助」「互助」推し進めていく傾向が伺われる。

本論では、「自助」「互助」に注目するのではなく、あまり注目されない「共助」について整理し、地域福祉推進や地域包括ケアシステムとの関連性を見直し、地域包括ケアシステムを構築するための、「共助」の役割を再確認していくことを目的とする。

社会保険制度

日本においては、社会保障制度が国民の生活を守っているが、社会保障制度は、具体的には「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」の

4つの柱で構成されている。

リスクには病気やケガ、死亡、出産、老齢、介護、失業、労働災害などがあり、それぞれのリスクに対して「国民健康保険・健康保険」「厚生年金保険・国民年金」「介護保険」「雇用保険」「労働者災害補償保険」の5種類がある。

広義の社会保険はというと、上記の5種類であるが、「国民健康保険・健康保険」「厚生年金保険・国民年金」「介護保険」の3つを、狭義の社会保険と呼ぶ場合がある。「雇用保険」「労働者災害補償保険」を労働保険と呼ぶ。

以下、主な社会保険について概説していくが、介護保険と国民健康保険については紙幅の都合で割愛する。

(1) 労働者災害補償保険(労災保険)

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

その保険給付の種類として、①療養補償給付、②休業補償給付、③傷病補償年金、④障害補償給付、⑤障害補償年金差額一時金、⑥障害補償前払一時金、⑦介護補償給付、⑧遺族補償年金、⑨遺族補償年金前払一時金、⑩遺族補償一時金、⑪葬祭料がある。上記以外に、二以上の事業の業務を要因として負傷し、又は疾病にかかった場合に労働者に対して支給される「複数業務要因災害」。労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡」に対し支給する「通勤災害」がある。

また、保険給付以外に過労死の原因である、脳血管疾患、心臓疾患を事前に把握し、適切な保健指導を行う「二次健康診断等給付」。業務災害、複数業務要因災害、通勤災害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための事業、被災労働者の介護の援護、遺族の就学の援護、資金の貸付けによる援護等の「社会復帰促進等事業」がある。

そして、社会復帰促進事業には、労災保険の給付金にあわせて、労災保険で補償される金額に上乗せして

支給される特別支給金がある。

（２）雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う。また、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合、労働者が子を養育するための休業をした場合に給付を行う。そして、労働者の生活及び雇用の安定を図り、就職を促進し、職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

雇用保険は大きく「失業等給付」「育児休業給付」「雇用保険２事業（雇用安定事業、能力開発事業）」の三つがある。

I. 失業等給付

失業等給付には、求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付の４つがある。

1) 求職者給付

求職者給付は、一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者それぞれに対して違う給付が行われる。

①一般被保険者に対する求職者給付は基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当の４つがある。

a. 基本手当は一般に失業手当と言われている。雇用保険の被保険者が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業中に支給されるものである。仕事に就く意志と能力があると認められない場合は支給対象とならない。雇用保険の被保険者期間が過去２年間で通算１２ヶ月以上（特定理由離職者・特定受給資格者の場合は１年間に通算して６か月以上）であった時に支給される。失業手当の金額は「賃金日額」の５０％～８０％の支給率を掛けて求められる。雇用保険の被保険者であった期間に応じて、９０日～１５０日分支給される。ただし、会社都合（倒産や解雇など）の場合、特定受給資格者等として９０日～３３０日となる。さらに、所定給付日数分の基本手当の支給だけでは有効な効果を発揮できない場合、延長給付という制度が設けられている。失業の認定を受けようとする受給資格者は、離職後、管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならない。

b. 技能習得手当

技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職

業訓練等を受ける期間について支給するものである。

「受講手当」と「通所手当」があり、受講手当は４０日分を限度として１日５００円支給され、通所手当は片道２km以上の場合、交通費が支給される。訓練内容は建設関連やIT系から事務・介護・美容まで、さまざまな訓練を受けられるコースが用意されている。

c. 寄宿手当

寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。支給額は月額１０,７００円である。

d. 傷病手当

傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない日数が継続して１５日以上の場合に、基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の支給日数分に相当する日数を限度として支給される。傷病手当の日額は、基本手当の日額に相当する額である。

②高年齢被保険者に対する求職者給付

６５歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が失業した場合に、高年齢求職者給付金が支給される。

高年齢求職者給付金は、離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６箇月以上であったときに支給される。支給額は算定基礎期間に応じて１年未満であれば、基本手当日額の３０日分、１年以上であれば５０日分、一時金として支給される。

③短期雇用特例被保険者に対する求職者給付

短期雇用特例被保険者に支給される求職者給付は特例一時金という。被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のア、イのいずれにも該当しない者が失業した場合に、特例一時金が支給される。

ア ４箇月以内の期間を定めて雇用される者

イ １週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満である者

特例一時金の額は、基本手当の日額の３０日分（当分の間、４０日分）である。

短期雇用特例被保険者とは季節的に働く労働者のことである。雇用期間が１年未満であることが原則で、例として、海の家やスキー場など特定の季節のみ営業する施設で働く従業員が挙げられる。

④日雇労働被保険者に対する求職者給付

日雇労働者とは、次のア、いずれかに該当する労働者をいう。

ア 日々雇用される者

イ 30 日以内の期間を定めて雇用される者

日雇労働被保険者には、日雇労働求職者給付金が支給されるが、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前 2 月間に、印紙保険料が通算して 26 日分以上納付されているときに、支給される。印紙保険料が 31 枚以下で 13 日分、44 日分以上で 17 日分の給付金が支給される。

2) 就職促進給付

就職促進給付には、就職促進手当、移転費、求職活動支援費の 3 つがある。

①就職促進手当

就職促進手当には、就業手当、再就職手当・就業促進定着手当、常用就職支度手当がある。

a. 就業促進手当

就業促進手当は、常用雇用以外で職業に就いた者であって、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であるものに支給される。支給額は基本手当日額の 30% に就業日数分を掛けた金額である。

b. 再就職手当・就業促進定着手当

再就職手当は、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であって、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の 3 分の 1 以上であるものに支給される。

支給額は、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に 10 分の 6 (その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の 3 分の 2 以上であるもの (早期再就職者) にあっては、10 分の 7) を乗じて得た数を乗じて得た額とされている。

就職促進定着手当は、再就職手当の要件に該当する者であって、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて 6 箇月以上雇用される者であって、再就職手当の額に、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に 10 分の 4 (早期再就職者) にあっては、10 分の 3) を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を加えて得た額が支給される。

c. 常用就職支度手当

常用就職支度手当は、受給資格者 (基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 未満である者)、高年齢受給資格者 (高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)、特例受給資格者 (特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。) 又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに支給されるものである。

支給額は、基本手当の支給残日数が 90 日未満である場合、支給残日数に 10 分の 4 を乗じて得た額である。

②移転費

移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が、必要があると認めたときに、支給される。移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。移転費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料、着後手当である。

③求職活動支援費

求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次のア～ウのいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに支給される。

ア 広域求職活動費 (公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動)

イ 短期訓練受講費 (公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動)

ウ 求職活動関係役務利用費 (求職活動を容易にするための役務の利用)

3) 教育訓練給付

教育訓練給付は教育訓練給付金と教育訓練支援給付金がある。

①教育訓練給付金

教育訓練給付金は、教育訓練給付対象者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する

教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が3年以上であるときに支給される。

教育訓練対象者とは、教育訓練を開始した日に一般被保険者又は高年齢被保険者である者、教育訓練を開始した日が当該日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から1年以内にある者をいう。

教育訓練給付金は一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の3種類がある。一般教育訓練の給付率は100分の20で上限額が10万円、特定一般教育訓練の給付率は100分の40で上限額が20万円、専門実践教育訓練は100分の50（1年以内の雇用された場合は100分の70）で上限額が120万円（訓練期間が4年の場合は160万円）である。

②教育訓練支援給付金

教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者であって、令和7年3月31日以前に教育訓練を開始したもの（当該教育訓練を開始した日における年齢が45歳未満であるものに限る。）が、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日について支給される。支給額は、基本手当の日額に100分の80を乗じて得た額である。

4）雇用継続給付

雇用継続給付は高年齢雇用継続給付と介護休業給付がある。

①高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、高年齢による労働能力の低下や通常勤務の困難化等に伴い60歳から65歳までの期間において、60歳到達時点に比べて賃金が相当程度低下した場合に一定の給付を行うことにより、職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的とする給付である。高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金がある。

a. 高年齢雇用継続基本給付金

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、当該被保険者が60歳に達した日を受給資格に係る離職の日とみなした、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の75に相当する額を下るに至った場合に、当該支給対象月について支給される。当該賃金額がみなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の61未満であった場合、支給対象月に支払われた賃金額の100分の15を乗じて得た額が支給される。

b. 高年齢再就職給付金

高年齢再就職給付金は、受給資格者が60歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となった場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額の100分の75に相当する額を下るに至ったときに、当該再就職後の支給対象月について支給される。

額については、高年齢雇用継続基本給付金の額の算定方法に係る規定を準用している。

②介護休業給付

介護休業給付金は、被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該介護休業を開始した日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12か月以上であったときに、支給単位期間について支給される。

介護休業給付金の額は、賃金日額に相当する額に支給単位期間の日数を乗じて得た額の100分の40（棒分の間100分の67）に相当する額である。

また、同一の対象家族について当該被保険者が4回以上の介護休業をした場合における4回目以後の介護休業、又は、同一の対象家族について当該被保険者がした介護休業ごとに、介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が93日に達した日後の介護休業については、介護休業給付金は支給されない。

Ⅱ. 育児休業給付

育児をする労働者に、育児休業を取得しやすくし、休業後の円滑な職場復帰を援助、促進する目的で平成6年に育児休業給付制度が設けられた。令和2年4月からは、失業等給付の雇用継続給付から分離され、独立した保険給付となった。

令和4年10月からは、出生時育児休業給付金の創設、育児休業給付金の分割支給など、育児・介護休業法の改正にあわせた改正が施行されている。

育児休業給付は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金がある。

1）育児休業給付金

育児休業給付金は、被保険者が、その1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該育児休業を開始した日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12か月以上であったときに、支給単位期間について支給される。

被保険者が育児休業について育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が同一の子について 3 回以上の育児休業をした場合における 3 回目以後の育児休業については、育児休業給付金は、支給しないものとされている。

育児休業給付金の額は、賃金日額に相当する額に支給日数を乗じて得た額の 100 分の 50 (当該育児休業を開始した日から起算して休業日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り、100 分の 67) に相当する額である。

2) 出生時育児休業給付金

出生時育児休業給付金は、被保険者が、その子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間内に 4 週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業をした場合において、当該出生時育児休業を開始した日前 2 年間に、みなし被保険者期間が通算して 12 か月以上であつたときに支給される。

出生時育児休業給付金の額は、休業開始時賃金日額支給日数を乗じて得た額の 100 分の 67 に相当する額である。

同一の子について当該被保険者が 3 回以上の出生時育児休業をした場合における 3 回目以後の出生時育児休業をしたとき、又は同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が 28 日に達した日後の出生時育児休業には支給しない。

Ⅲ. 雇用保険 2 事業

雇用保険 2 事業は、雇用安定事業と能力開発事業がある。

1) 雇用安定事業

政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業を行うことができる。

2) 能力開発事業

政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するための事業を行うことができる。

(3) 健康保険

健康保険法は、この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と

福祉の向上に寄与することを目的としている。

I. 保険給付の種類

法律による保険給付は、次のとおりである。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
- 二 傷病手当金の支給
- 三 埋葬料の支給
- 四 出産育児一時金の支給
- 五 出産手当金の支給
- 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- 七 家族埋葬料の支給
- 八 家族出産育児一時金の支給
- 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

1) 療養の給付

被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うこととなっている。

①70 歳に達する日の属する月以前である場合 100 分の 30

②70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 100 分の 20

③70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 100 分の 30

2) 傷病手当金

被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金が支給される。

傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 月間

の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 相当する金額である。傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して 1 年 6 か月である。

3) 出産育児一時金

被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額が支給される。

出産育児一時金は、一児につき定額の 48 万 8,000 円であるが、産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数 22 週以降に出産した場合の場合には、50 万円である。

4) 出産手当金

被保険者が出産したときは、出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合においては、98 日）から出産の日後 56 日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金が支給される。

出産手当金の金額は傷病手当金と同様である。

5) 高額療養費

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費が支給される。

(4) 国民年金

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものである。

国民年金の給付の種類は、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者および第 3 号被保険者に共通するものとして基礎年金があるが、給付の事由に応じて老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の 3 種類がある。第 1 号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金がある。

1) 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が 65 歳に達したときに、その者に支給される。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年に満たないときは支給されない。老齢基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額であるが、保険料納付済期間の月数が 480 に満たない者に支給する場合は、当該額に、保険料納付済期間の月数を 480 で除して得た数を乗じて得た額とする。

2) 障害基礎年金

障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）において、当該初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに支給される。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは支給されない。

障害基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額であり、障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、同項に定める額の 100 分の 125 である。また、その者によって生計を維持しているその者の子を有するに至ったことにより第 1 子・第 2 子について $224,700 \times$ 改定率を加算する（3 人目以降の子 1 人につき、 $74,900 \times$ 改定率）。

3) 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の一から四のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは、支給されない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満であるものが、死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保

保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者に限る。) が、死亡したとき。

四 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が、死亡したとき。

遺族基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額である。子のある配偶者に支給される額は、第 1 子・第 2 子につき、225,700 円×改定率が加算される (3 人目以降の子 1 人につき、74,900×改定率)。

3) 付加年金

付加年金は、保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給される。付加年金の年金額は、200 円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。

改定率の規定は適用されない。従って 480 月満額の場合、96,000 円加算されることになる。

4) 寡婦年金

寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上である夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係 10 年以上継続した 65 歳未満の妻があるときに、その者に支給される。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは支給されない。

寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の額の 4 分の 3 である。

5) 死亡一時金

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数等が 36 月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給される。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは支給されない。

額は、月数が 36 月以上 180 月未満で 120,000 円 420 月以上の場合最高 320,000 円である。

(5) 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

1) 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、65 歳以上であること、かつ、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上である場合に支給される。

老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額 (被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額) に 1000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額である。

2) 障害厚生年金

障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して 1 年 6 か月を経過した日において、その傷病により障害等級の 1, 2, 3 級に該当する程度の障害状態にある場合に、その者に支給する。ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは支給しない。

障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の規定の例により計算した額である。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たないときは、これを 300 とする。

障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、100 分の 125 に相当する額である。

障害厚生年金の給付事由となった障害について障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が障害基礎年金の額に 4 分の 3 を乗じて得た額に満たないときは、当該額を障害厚生年金の額とする。

障害の程度が障害等級の 1 級又は 2 級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の 65 歳未満の配偶者があるときは、障害厚生年金の額に加給年金額を加算した額である。

3) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が、①被保険者が、死亡したとき、②被保険者であつ

た者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき、③障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が、死亡したとき、上記①～④のいずれかに該当するとき支給される。

ただし、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは支給されない。

遺族厚生年金の額は、死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として計算した額の 4 分の 3 に相当する額であるが、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たないときは、これを 300 として計算した額としている。

4) 障害手当金

障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害（障害等級 3 級より程度の軽い障害）の状態にある場合に、その者に支給される。

障害手当金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の規定の例により計算した額の 100 分の 200 相当する額である。

地域包括ケアシステムと共助

厚生労働省によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている。このため、厚生労働省においては、2025 年（令和 7 年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。高齢者だけではなく障害者や児童も含めた包括的なシステムである。「自助・互助・共助・公助」が重要であると言われているが、自助と互助がとりわけ重要とされている。

しかし、共助と公助も同時に充実しなければ、地域包括ケアシステムは成立しない。

共助である社会保険について概観したが、国民の生活を守り、安定させ、安心をするためには、社会保険の充実と、アクセシビリティを高めること、内容の充実を図ること等が求められる。

また、地域包括ケアシステムにおける「共助」は主に医療（健康保険・国民健康保険）と介護保険の連携が謳われているが、国民の生活を豊かにするためには、それだけではなく、労働保険や年金も重要なものであるのに、あまり言及されていないことは問題である。また、労働保険や年金保険も共助の要素として重要視されなくてはならないと考える。

また、社会保険各法の条文には「福祉の増進に寄与することを目的とする」「国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」と明記されており、「福祉の増進・向上を目的とする制度である。

厚生労働省は令和 4 年 11 月 14 日に「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について」の資料を公表した。「介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいということは、国民の共通の願いである。その願いを実現させるためには、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域を、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、各地域の実情に応じて構築し、維持し続けていくことが必要であり、「地域包括ケアシステム」を深化させていかなければならない」としている。

地域包括ケアシステムを構築するための中核機関としての地域包括支援センターの機能強化について検討の方向性も示している。例えば、「地域包括支援センター以外にも介護予防支援の指定対象を拡大することを含めて検討する」「で人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3 職種の配置は原則としつつ、基幹型・機能強化型センターなどの後方支援を行うセンターの設置が進むよう、現行では同一法人でのみ認められているサブセンター形式と同様に、複数拠点で合算して 3 職種を配置することも可とするなど、柔軟な職員配置を進めるべき」「主任介護支援専門員の確保が困難な状況も踏まえつつ、地域包括支援センター自らが将来の主任介護支援専門員を育成するという視点に立ち、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準

ずる者」の範囲を拡大する」「一般的な相談は高齢者にとって身近な地域でのつながりのもとで行うことができるよう、居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所など地域密着型の拠点をランチやサブセンターとして活用することを推進する」「総合相談支援業務を含む包括的支援事業を市町村が委託する場合地域包括支援センターの業務負担を軽減するため、部分委託や再委託を可能とすることについて」等示している。

結 論

地域共生社会の構築を理念に掲げ、その具体的な仕組みとして地域包括ケアシステムの実現に向けて、各市町村が懸命になって進めている。市町村が仕組みづくりをしていくのだが、具体的には、誰が又はどこが核となっていくのだろうか。

地域包括支援センターには社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種が配置されている。このうち、社会福祉士が中心となって、3職種が協力し合い、市町村とともに仕組みづくりをしていくことが考えられる。さらには生活支援コーディネーターが住民参加のインフォーマルサービスの開発・推進・充実、相談支援専門員が障害福祉分野での包括的支援体制の構築、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーは個別支援と地域支援の両方を同時に推進し、地域福祉づくりを手掛けている。現時点では、各専門職が一体となって連携を強いつながりながら、システムを構築していくことになるであろうと考えている。したがって、自助・互助・共助・公助を万遍なく、各専門職がこれらを意識しながら、取り組んでいく必要がある。冒頭述べたが、現在の地域包括ケアシステムづくりには自助と互助が強調されており、生活支援コーディネーターが住民参加の在宅福祉サービスの開発に勤しんでいる。しかし、共助もシステムづくりには欠かせない要素であるのに、その強化を図ることについてはあまり強調されていない。システムづくりに係る専門職は、自助、互助だけでなく、共助についてもしっかりと意識しながら取り組んでいく必要がある。そのためには、もう一度共助について再確認し、学び直し、しっかりと知識を得て、定着させ、いつでも活用できるような体制を整えていくことが必要である。本論では、共助について概説をしながら、地域包括ケアシステムをすすめていくための重要な構成要素であることを再確認した。専門職は共助についても幅広い知識を身につけ、地域

包括ケアシステムづくりと、個別支援や地域づくり支援に活用できるようにしていく必要がある。

文 献

- (1)田中きよむ『少子高齢社会の社会保障・地域福祉論』中央法規 2021
- (2)岩本康志『社会保障財源としての税と保険料』独立行政法人経済産業研究所 2008
- (3)池上岳彦『社会保障の財源問題－租税と社会保険料をめぐる論点』社会政策学会誌『社会政策』第9巻1号 63~76 2017
- (4)河合克義『大都市における高齢者の社会的孤立と社会保障・社会福祉の課題』社会政策学会誌『社会政策』第7巻 118-131 2002
- (5)松端克文『地域福祉推進における2つの支援機能－個別支援と地域支援に着目して－』桃山学院大学総合研究所紀要第42巻第3号 1~27 2016
- (6)厚生労働省老健局 2022『地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001011996.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001011996.pdf>
- (7)公益財団法人全日本病院協会『地域包括ケアシステム』2020
<https://www.ajha.or.jp/guide/5.html>
- (8)公益財団法人長寿科学振興財団 健康長寿ネット『地域包括ケアシステムとは』2019
<https://www.tyojyu.or.jp/net/kaigo-seido/chiiki-shien/chiikihokatsukeashisutemu.html>
- (9)厚生労働省『地域包括ケアシステム』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
- (10)厚生労働省『介護保険法と「地域共生社会」「地域包括ケア」の位置づけについて』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001015832.pdf>
- (11)株式会社クレアール『社会保険労務士講座 完全合格テキスト』2023
- (12)厚生労働省『地域包括ケアシステム』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ (2)